

平成 29 年 2 月 20 日

各 位

住 所 東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号  
会 社 名 G M O ク ラ ウ ド 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 青 山 満  
(コード番号 : 3788 東証一部)  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 グ ル ー プ C F O 閑 野 倫 有  
(TEL : 03-6415-6100)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 20 日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 18 日開催予定の第 24 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

- 記 -

### 1. 変更の理由

- (1) 本当社グループの今後の事業展開および事業内容の多様化に対応するため、現行定款に事業目的の追加を行うものであります。(変更案第 3 条)
- (2) 経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数の上限を 13 名から 15 名に変更するものであります。(変更案第 20 条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目 的)	(目 的)
第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. インターネットに接続したウェブサーバ、メールサーバまたはその他の電気通信設備を顧客に利用させる事業	1. インターネットに接続したウェブサーバ、メールサーバまたはその他の電気通信設備を顧客に利用させる事業
2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス	2. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス
3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業	3. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
4. コンピュータネットワークに関するセキュリティサービス事業	4. コンピュータネットワークに関するセキュリティサービス事業
5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業	5. 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
6. 通信販売業者からの依頼による商品情報の提供及び商品発送業務	6. 通信販売業者からの依頼による商品情報の提供及び商品発送業務
7. 電気通信機器具及びインターネットに関わるシステムの製造、保全、売買	7. 電気通信機器具及びインターネットに関わるシステムの製造、保全、売買
8. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売	8. 通信ネットワークシステムに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売
9. デジタルコンテンツの企画、製作、販売に関する業務	9. デジタルコンテンツの企画、製作、販売に関する業務
10. ビジネスソリューションサービスに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売	10. ビジネスソリューションサービスに関する企画、開発、保守、コンサルティング及び販売
11. コールセンターの設置に関する支援及びコンサルティング	11. コールセンターの設置に関する支援及びコンサルティング
12. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託	12. コールセンターの運営及び管理並びにそれらの受託
13. コールセンター事業	13. コールセンター事業
(新 設)	<u>14. 事務機器及び事務用品並びに通信サービスの販売及び手続代行業務</u>
(新 設)	<u>15. 古物売買業</u>
(新 設)	<u>16. 中古自動車及び中古自動車部品の取引の斡旋、仲介</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>14. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>13</u>名以内とする。</p> <p>(2) 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>	<p><u>17. 一般貨物自動車運送業、貨物利用運送業</u></p> <p><u>18. 自動車の点検、整備及び車検に関する委託、斡旋</u></p> <p><u>19. 損害保険及び保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p><u>20. 金融業務</u></p> <p><u>21. 前各号に付帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;中 略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は <u>15</u>名以内とする。</p> <p>(2) 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 29 年 3 月 18 日

定款変更の効力発生日

平成 29 年 3 月 18 日

以 上